

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の 名称	奨学金貸付の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市奨学金貸付等基金条例第12条
基準規定	周南市奨学金貸付等基金条例第12条
処分基準	周南市奨学金貸付等基金条例第12条 （貸付けの取消し） 第12条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、一般奨学金の貸付けを取り消すものとする。 （１） 第6条に規定する要件を欠くに至ったと認めたとき。 （２） 疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認めたとき。 （３） その他市長が一般奨学金の貸付けを不適當と認めたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	（一般奨学金の準用） 第15条 第8条から第13条までの規定は、定住促進奨学金について準用する。この場合において、これらの規定中「奨学生」とあるのは「定住促進奨学金の貸付けを受ける奨学生」と、「一般奨学金」とあるのは「定住促進奨学金」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の 名称	使用許可の取消し
処分権者	教育委員会
根拠規定	周南市学校施設使用条例第3条
基準規定	周南市学校施設使用条例施行規則第8条
処分基準	周南市学校施設使用条例施行規則第8条 （使用許可の取消し） 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。 (1) 第3条第1項の規定による使用許可の申請事項に不実の記載があったとき。 (2) 第3条第2項の規定による使用許可の条件に違反したとき。 (3) 第4条各号のいずれかに該当したとき。 (4) 前条の規定に違反したとき。 (5) 学校教育上使用する必要が生じたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の 名称	学校施設の使用料の徴収
処分権者	教育委員会
根拠規定	周南市学校施設使用条例第4条
基準規定	周南市学校施設使用条例第4条;別表
処分基準	行政手続条例第13条第2項第4号の規定を準用し不利益処分の決定をしている
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の 名称	奨学金貸付の停止
処分権者	市長
根拠規定	周南市奨学金貸付等基金条例第11条
基準規定	周南市奨学金貸付等基金条例第11条
処分基準	周南市奨学金貸付等基金条例第11条 （貸付けの停止） 第11条 奨学生が休学したときは、当該休学期間中は、一般奨学金の貸付けを停止し、復学とともに、これを復活するものとする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	（一般奨学金の準用） 第15条 第8条から第13条までの規定は、定住促進奨学金について準用する。この場合において、これらの規定中「奨学生」とあるのは「定住促進奨学金の貸付けを受ける奨学生」と、「一般奨学金」とあるのは「定住促進奨学金」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の 名称	学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還、物件の移転の命令
処分権者	教育委員会
根拠規定	学校施設の確保に関する政令第4条;第15条
基準規定	学校施設の確保に関する政令第4条;第15条
処分基準	学校施設の確保に関する政令第4条、第15条 （返還命令） 第四条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第一項第一号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。 （移転命令） 第十五条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の 名称	給付の停止
処分権者	市長
根拠規定	周南市奨学金貸付基金条例第20条
基準規定	周南市奨学金貸付基金条例第20条
処分基準	周南市奨学金貸付等基金条例第20条 （給付の停止） 第20条 修学支援奨学生が休学したときは、当該休学期間中は、修学支援奨学金の給付を停止し、復学とともに、これを復活するものとする。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の 名称	給付の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市奨学金貸付基金条例第21条
基準規定	周南市奨学金貸付基金条例第21条
処分基準	周南市奨学金貸付等基金条例第21条 （給付の取消し） 第21条 市長は、修学支援奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学支援奨学金の給付を取り消すものとする。 （１） 第6条に規定する要件を欠くに至ったと認めたとき。 （２） 疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認めたとき。 （３） その他市長が修学支援奨学金の給付を不適當と認めたとき。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	